

市町村しまくとうば普及実施補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内各地で受け継がれてきたしまくとうばの普及継承のため、市町村が実施するしまくとうばの普及継承に寄与する取組について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の対象となる事業内容、事業対象、経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 市町村は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業内容及び経費配分の変更)

第6条 市町村は、経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出して事前にその承認を受けなければならない。ただし、別表に定められた軽微な変更の欄に掲げる変更をする場合には、この限りではない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 市町村は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出して事前にその承認を受けなければならない。

2 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第5号様式）により、知事に報告を行い、その指示を受けること。

(状況報告)

第8条 市町村は、知事が報告を求めたときは、遂行状況報告書（第6号様式）を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた市町村は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けたときは報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その越える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、第7条第1項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第4条の決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項に規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12条 補助金の交付決定を受けた市町村は、第10条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8号様式）により知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金の額の確定通知を受理した日以後速やかに市町村しまくとうば普及実施補助金請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 市町村は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を実に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第15条 市町村は、補助事業に係る歳入歳出の予算及び決定書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(第10号様式)を作成しておかなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象経費		補助率	軽微な変更
経費区分	内 容		
事業費	賃金 (イベント開催のための一時的なもの) 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料	対象経費 の90% 以内	1 補助対象経費の 合計額の20%以内の 変更 2 補助目的に影響 を及ぼさず、かつ事 業効果を下げないこ と